

令和7年度鳥取県木造住宅耐震化技術考査受験案内

令和7年12月8日

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

鳥取県木造住宅耐震化技術考査（以下「技術考査」という。）は、鳥取県木造住宅耐震化業者登録要綱（平成20年6月27日付第200800049108号鳥取県生活環境部長通知。以下「登録要綱」という。）第3条の規定に基づいて鳥取県が実施するものです。

1 試験日・試験場・時間割

- (1) 試験日 令和8年1月30日（金）
- (2) 試験場 伯耆しあわせの郷 大研修室（倉吉市小田458）
※定員の都合により、会場が変更になった場合は、別に御連絡します。
- (3) 時間割 注意事項等説明 午後1時から午後1時10分まで（10分）
技術考査 午後1時10分から午後2時30分まで（1時間20分）
※不正の手段により受験された場合は、合格の取消し又は受験を禁止します。

2 試験の構成

技術考査は、「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行）に示された一般診断法に関する事、その他木造住宅の耐震化に関する事項について行います。

3 受験資格

登録要綱第4条に基づく受験資格は、以下の全てに該当する方です。

- (1) 以下のいずれかに該当する者
 - ア) 建築士（建築士法第2条第1項に規定する者。以下同じ。）であって、建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による鳥取県知事の登録を受けているもの。以下同じ）又は建築工事業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可のうち建築工事業者又は大工工事業者にかかるものを受けている建設業者であって、鳥取県内に営業所を有するものをいう。以下同じ。）の事務所若しくは営業所（以下「事務所等」という。）に所属する者。
 - イ) 建築施工管理技士（建設業法第27条第1項に規定する技術検定のうち検定種目が建築施工管理であるものに合格し、同条第5項の規定により建築施工管理技士を称する者。以下同じ。）であって事務所等に所属する者。
 - ウ) 建築大工技能士（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定のうち検定職種が建築大工技能士であるものに合格し、同法第50条第1項の規定により一級建築大工技能士を称する者をいう。）であって事務所等に所属する者。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築士法、建設業法、職業能力開発促進法その他の建築に関する法令の規定に違反して関係行政庁の処分を受け、その処分の日から5年を経過しない者でないこと
- (3) 過去5年間に「2012改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行）に関する広く一般から受講生が募集された講習会を受講している者。

4 受験申込手続

(1) 受験申込書の配布

- ア) 配布期間 令和7年12月15日（月）から令和8年1月16日（金）
- イ) 配布時間 午前9時から午後5時まで（窓口配布時間）
- ウ) 配布場所 鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課（鳥取市東町1-220）
電話：0857-26-7697、ファクシミリ：0857-26-8113
鳥取県東部建築住宅事務所（鳥取市立川町6-375）
電話：0857-20-3648、ファクシミリ：0857-20-2103
鳥取県中部総合事務所環境建築局建築住宅課（倉吉市東巖城町2）
電話：0858-23-3235、ファクシミリ：0858-23-3266
鳥取県西部総合事務所環境建築局建築住宅課（米子市糺町1-160）
電話：0859-31-9753、ファクシミリ：0859-31-9654
（一社）鳥取県建築士事務所協会（鳥取市西町2-102西町ポイントビル）

電話：0857-23-1728、ファクシミリ：0857-21-6112

※申込書は、鳥取県公式ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>)からダウンロードすることもできます。

(2) 受験申込の受付

ア) 受付期間 令和7年12月15日(月)から令和8年1月16日(金)

イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ) 受付場所 (一社)鳥取県建築士事務所協会(鳥取市西町2-102西町フロントビル)

電話：0857-23-1728、ファクシミリ：0857-21-6112

※郵送による申込可(受付期間最終日の当日消印有効)

(3) 受験者定員 40名

(4) 受験手数料 無料

(5) 受験申込に必要な書類

	区分	申込みの際に添付が必要な書類	備考
個人の資格を有することを証明する書類	建築士	建築士免許証の写し	一級、二級、木造
	建築施工管理技士	建築施工管理技士の合格証明証の写し	一級、二級
	建築大工技能士	建築大工技能士の合格証書の写し	一級
講習会の受講を証明する書類		講習会修了証の写し ※令和8年1月30日開催の講習会に参加する方は添付不要	講習会の主催者が受講を証明した書類可

(6) 写真 1枚

無帽、無背景、正面上3分身を写したもので本人確認ができるカラー写真(縦3.0cm、横2.5cm)で、受験申込前6か月以内に撮影したもの)

※デジタルカメラ等で撮影した写真でもかまいません。

(7) 受験票の交付

受験申込者には、試験当日、会場受付にて受験票を交付します。

5 試験当日の携行品

(1) 必ず携行するもの 黒鉛筆(シャープペンシルを含む。)、消しゴム

(2) 携行できるもの 「2012改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」(これ以外の書籍は認められません。)、卓上計算機(プログラム入力・記憶機能を有しているもの、音を発するものは不可。)

(3) 携行できないもの 電動消しゴム、スマートフォン、スマートウォッチ等の無線通信機能を有する機器

6 合格者の発表及び合否の通知等について

(1) 合格者の発表日 令和8年3月13日(金) 予定

(2) 合否の通知

受験者には、合否の判定結果を通知し、不合格者には試験の成績を併せて通知します。ただし、欠席者へは通知しません。

また、合格者一覧表(受験番号)を鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>)に掲載します。

(3) 技術者名簿への登載について

合格者は、登録要綱第6条第1項の規定により、鳥取県木造住宅耐震化技術者名簿(以下「名簿」という。)に登載されます。

なお、鳥取県木造住宅耐震化業者として登録するためには、別途、名簿に搭載された者が勤務する建築士事務所又は建築工事業者の代表者等による申請が必要です。

7 試験問題の取り扱い及び合否の判定基準等の公表について

(1) 試験問題の持ち帰りは、認めません。

(2) 合否判定基準等の公表

ア) 公表内容 正解枝、配点、合格基準点

イ) 公表日 令和8年3月13日(金) 予定

ウ) 公表方法 合格発表の際に掲示するとともに、鳥取県公式ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>)に掲載します。